

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認

字の区域の変更

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

土地改良事業計画の適否の決定

保安林の指定

過疎地域振興特別措置法による町道の改築に関する工事の実施

◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての消費者等の意見の聴取

告 示

鳥取県告示第千百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に

基づき、岩美町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置（昭和五十六年九月一日現在の地番による。）

新たに生じた土地の面積

岩美町大字岩本字沓井屋敷一五〇の三、一一五二及び一一五二の一八の地先

三七一・七一平方メートル

鳥取県告示第千百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和五十六年九月一日現在の地番による。）

大字岩本字沓井屋敷

大字岩本字沓井屋敷の全域並びに大字岩本字沓井屋敷一五〇の三、一一五二及び一一五二の一八の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第千百十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
村 嶋 誠	鳥国医第二、六七二号	昭和五十六年九月三日
片 岡 廉	鳥国医第二、六七三号	昭和五十六年九月四日
坂之上 一史	鳥国医第二、六七四号	昭和五十六年九月十日
石 井 敏 雄	鳥国医第二、六七五号	〃
天 野 宏 明	鳥国医第二、六七六号	〃
西 田 秀 樹	鳥国医第二、六七七号	〃
大 谷 嘉 明	鳥国医第二、六七八号	昭和五十六年九月十八日
宮 田 玲 子	鳥国薬第四六九号	昭和五十六年九月二十一日
山 本 英 津 子	鳥国薬第四七〇号	〃

鳥取県告示第千百十七号

昭和五十六年十月十五日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（早牛地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十六年十一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

西伯郡淀江町大字西原字白濱の二 一三三二の三、字白濱の三 一三三四の二、一三三五の二、一三三六の二、字白濱の四 一三三七の二）
以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐とする。

(二) 主伐として、伐採することのできる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千百十九号

過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を行うので、過疎地域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
丹比縦貫線	八頭郡八東町大字妻鹿野字方租原一六五〇番二地先から同大字字火都峰一五七二番地先まで	改築	昭和五十六年十一月十一日
桜子宮田線	日野郡日南町丸山字下川原一七九番地先から同町福塚字堂屋敷五五五番地先まで	"	"
入江白住線	日野郡江府町大字江尾字入江一七三三番五地先から同町大字洲河崎字白住井手下夕河原九一番一地先まで	"	"

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第7条第2項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次の第二種大規模小売店舗について、消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のものの意見を聴きたいので、意見を述べようとする者は、その意見を大規模小売店舗における小売業の事

業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、昭和56年11月24日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

昭和56年11月10日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 八 村 信 三

- 1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーマーケットサンマート岩倉店
鳥取県岩美郡国府町大字奥谷817番地
- 2 届出者の名称及び所在地
有限会社岩崎商店
鳥取市江崎町40番地 1
- 3 開店日
昭和57年 3月15日
- 4 店舗面積
1,195平方メートル
- 5 閉店時刻
5月から9月まで 午後9時
10月から4月まで 午後8時
- 6 休業日数
年間 6日
- 7 主として販売する物品の種類
生鮮食品、食品菓子、日用雑貨、衣料雑貨

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月十二百円（送料を含む。）】